

## 神崎市アピアランスケア支援事業助成金交付要綱

令和4年 4月 1日  
要綱 第8号

### (目的)

第1条 この要綱は、がんの治療に伴う補正具の購入に要した費用の一部を助成することにより、心理的及び経済的負担の軽減を図り、がん治療と就労、社会参加等との両立を支援し、もって療養生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱によるアピアランスケア支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、医療機関において、抗がん剤、放射線照射等による脱毛や手術療法による乳房切除など、外見の変化を伴う治療方法によるがんの治療を現に受けている者及び過去に受けていた者のうち、第5条第1項の規定による申請の日において、本市に住民登録を有する者とする。

### (助成対象費用)

第3条 助成金の交付対象となる費用は、次に掲げる補正具の購入に係る費用とする。  
なお、本体価格に含まれない附属品やケア用品は含まない。

#### ① 医療用ウィッグ、帽子

がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ（全頭。装着時に必要な頭皮保護用のネットを含む。）及び帽子（毛付き帽子等）

#### ② 乳房補正具

手術による乳房の変化に対応するための補正下着、補正パッド及び人口乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く）

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により補正具の購入費用の助成を受けている場合にあつては、当該助成を受けた部分については、この要綱による助成の対象としない。

### (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、補正具の購入に要した費用に相当する額に1/2を乗じて得た

額と20,000円のいずれか少ない方の額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- 2 助成金の交付は、助成対象者1人につき、前条第1項①②のそれぞれの項目において、申請を行う年度内で20,000円を上限とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は「神崎市アピアランスケア支援事業助成金交付申請書」（様式第1号）、「神崎市アピアランスケア支援事業助成金交付請求書」（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 購入した補正用具の内容、金額、購入日等を明らかにした書類

- (2) 次のア又はイに掲げる書類

- ア 抗がん剤等脱毛の副作用がある治療を受けていることを証明する書類

- イ がん治療に伴い乳房を切除したことを証明する書類

- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の規定による申請は、補正具を購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- 4 申請者が、請求書の提出について、第6条の規定による決定の後を希望する場合は、前項の規定にかかわらず、これを認めるものとする。

（助成金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容について審査の上、助成金の交付の可否及び助成金額について決定するものとする。

- 2 市長は、助成の交付を決定したときは、申請者に対し「神崎市アピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書」（様式第3号）により通知するものとする

- 3 市長は、助成の交付をしないことを決定したときは、申請者に対し「神崎市アピアランスケア支援事業助成金交付申請棄却（却下）決定通知書」（様式第4号）により、理由を付して通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、第6条第2項の規定による通知を行った際は、申請者に対し、予算の範囲内で助成金を支払うものとする。ただし、第5条第1項の規定による請求書

が提出されていない場合は、請求書が提出された後、速やかに申請者に対し、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報の取扱い等)

第9条 市は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに申請者及びその家族の心情に充分配慮した対応を取るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に購入した助成対象用具に係る助成金について適用する。